

平成 25 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 25 年 12 月 18 日（水曜日）

出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰巳 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

今 12 月の定例会の最終日でございますので、本日も慎重な御審議をよろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第106条の規定により、議長において松村敬子議員及び阿部正幸議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力を願います。

8番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（8番 藤原益栄議員登壇）

○8番（藤原益栄議員）

通告に基づき質問をさせていただきます。

私は、一問一答制を採用しておりますので、まず最初に簡潔に質問の趣旨を申し上げさせていただきます。

まず、第1点は、市政運営についてでありまして、1つ目は、市は市民との協働を市政運営の基本理念の一つに掲げていたはずけれども、最近そのようには見えないことが相次

いでいます。したがって、その内容について再度示していただきたいと思います。また、その理念はどのように実行していると御認識なのか、御答弁をいただきたいと思います。

2 つ目ですが、第五次総合計画の中ではパブリックコメントについて重要に位置づけているようでありますけれども、しかし、これも重視しているようには見えません。どのように見てどのように実行されていると認識なのか、市長の答弁を求めます。

2 つ目です。第二次多賀城市図書館基本計画の問題についてであります。12月2日の東日本大震災調査特別委員会につきまして、この市教委で決定をされました基本計画が議会に説明をなされました。私は大変違和感を持ちまして、この文書は修正ないし改訂版が必要ではないかというように考えています。

1 つ目の理由は、今後の図書館運営の基本について、この文書は教育委員会みずからの方針を決める文書のはずでありますけれども、何々であるべきですとか、何とかは自明の理であるとか、第三者を説得するかのような非常に気負った文章が随所に見られるわけでありませぬ。また、35年間の多賀城図書館の運営について、管理者目線で開架しているなど、正当な評価とは思われない部分がございます。

2 つ目の問題意識としましては、IT 普及との関連で図書館の役割と意義を極端に狭めた記述がございます。例えば、資料管理だけならばインターネットで十分であるだとか、あるいはまた、司書が要らないかのような記述もございます。あるいはまた、今の社会情勢の中で貧富の格差の進行の中で学力の格差が生まれ、情報の格差も生まれておりますが、そういう点での記述もありませんし、また、市民の多様なニーズに應えるという視点も欠けていると思います。

3 つ目ですが、私たちが目指す図書館の姿では余りにも抽象的、情緒的過ぎて、事業の理解ができないのではないかとこのように思えます。そういった点で、この第二次図書館基本計画については、修正ないし改訂が必要だと思いますけれども、教育長の答弁を求めたいと思います。

第3点は、多賀城市立図書館移転計画についてであります。

まず一つは、市教委として T ポイントの使用について、どのように検討されたのか、御答弁をいただきたいと思います。9月議会で柳原議員が質問しておりますけれども、どういうわけか、市長が答弁しておりましたけれども、市教委の検討結果について答弁をいただきたいと思います。

また、移転計画の中で、指定管理者候補の指名を市教委が行いましたけれども、今回の計画については行政運営の公平性、透明性という点から見て、非常に大きな問題があると考えます。それらについてどのように検討されているのか、御答弁をいただきたいと思います。

第4点、新図書館の設計素案についてであります。

まず、第1番目に、設計素案については、議会には説明がありましたけれども、いわゆる部外秘というふうに記されておりまして、いまだに市民には公表しておりませんし、市民から意見を広く求めるという立場をとっておりません。しかし、半世紀にわたって使う施設について、市民から広く意見を求めるのは当然だというふうに思います。市教委はその点についてどのように考えているのか、御答弁をいただきたいと思います。

2つ目ですが、設計素案の中身についてでありますけれども、設計素案は相変わらずの高架書架と2階、3階の床は吹き抜けの状態設計されているようであります。公共施設としては極めて危険であり、見直すべきだと思いますが、市教委の見解を伺うものでございます。②としまして、閉架等の収蔵能力はどのぐらいを見ているのか。③1階出入り口の児童コーナーは安全上見直しが必要ではないか。④事務室の広さは十分とは思えないけれどもどうか。

これらについて、まず最初に御答弁をいただきまして、一問一答の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答えいたします。

1問目の市政運営につきましては私から、2問目から4問目までの図書館関係につきましては教育長からお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、1 問目の市政運営についての御質問のうち、1 点目の市民との協働についてですが、私は市民が行政経営の主体であるという視点を常に持ち続けることが市民協働によるまちづくりの基本であると考え、市政を運営してまいりました。その前提として、市民の皆様と地域の問題や課題を共有する場として、おぼんです懇談会などを実施して市民の皆様との対話の機会をつくり、また、総合計画の進行状況など行政情報については、まちづくり報告書などで積極的に公開し、まちづくりの目標を共有することに努めております。また、地域が抱えるさまざまな課題について、市民の皆様がみずから考え、みんなで話し合い、一緒に解決していくことができる仕組みづくりについても検討を重ねています。今後もこれらに取り組みながら、市民協働によるまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

2 点目のパブリックコメントにつきましては、市民からの市政に対する意見公募手续の一つであると認識しております。最近の事例を申し上げますと、平成 25 年 2 月に多賀城市都市計画マスタープラン及び地域福祉計画と障害者計画について、それぞれ意見公募を実施しています。なお、本市では全ての政策決定事案に対してパブリックコメントを実施しているわけではございませんので、それぞれの事案に応じて対応することとしております。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

それでは、藤原議員の御質問にお答えを申し上げます。

2 問目の第二次多賀城市立図書館基本計画についての御質問でございますが、まず 1 点目の第二次多賀城市立図書館基本計画は、社会の大きな変革を捉えて次の時代の多賀城市立図書館のあるべき姿とその社会的使命を明らかにするため、図書館協議会、社会教育委員会、さらには教育委員会による審議を経て定めた理念計画でございます。この計画は、市立図書館の成り立ちと現状を確認し、さらには書籍と図書館をめぐる時代の環境と社会の流れをしっかりと押さえた上で、今後の多賀城市立図書館のあるべき姿とそれを実現するための方向性を打ち出したものであります。

2 点目の御質問でございますが、本市に限らず、社会全体の動向を見据え、IT のさらなる進展を前提とした場合、今後の公立図書館に必要なものは何か。さらには、公立図書館の存

在意義は何なのかといったことを導き出すために整理、検証したものであることから、図書館の役割と意義を極端に狭め記載したものではありません。

3 点目の御質問についてでございますが、この計画は多賀城市立図書館が目指す姿というものを理解していただくことを目的に策定したものであります。御存じのとおり、計画の中には図書館のビジョンが示されておりますことから、事業計画についてはモニタリング等を通じて行政評価の中で行っていきたいと考えております。なお、新たな図書館の運営理念を示したこの計画に対しては、「これまでの取り組みを振り返りながら市立図書館にこれから何を注ぎ込もうとしているのかというビジョンがとてもよく出ている内容である」とか、「将来を見通したビジョンが明確になっている」といった御意見を図書館協議会等でいただいているところであります。

次に、3 問目の多賀城市立図書館移転計画についての御質問にお答えを申し上げます。

1 点目の T ポイント使用についての御質問ですが、新図書館への T ポイント、T カードの導入の有無につきましては、現時点で具体的に検討に至っておりませんので申し上げることは現在のところできません。

2 点目の指定管理者の候補に関する御質問についてでございますが、移転後の市立図書館においては、これまでの図書館の課題を解決しながら、多くの市民の方々に利用していただく施設としていくために、顧客目線、経営の視点並びにマーケティング等民間のノウハウを取り入れ、スピード感と柔軟性のある取り組みを継続していくことが必要であると認識をいたしております。今回、市立図書館が移転する再開発ビル内には、本と文化を通じて新たなライフスタイルの提案と実践並びに図書館の指定管理者として新たな取り組みを創出している CCC、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が経営する書店の出店が計画されています。このことから、同事業者が有する実績とノウハウを活用することで、市民へのサービスは質、量とも向上し、また、合理的な図書館の運営が期待できるとのことから、同事業者を指定管理者の候補者として今後の手続を進めていくとの結論に至った次第であります。

4 問目の新図書館の設計素案に関する御質問にお答えを申し上げます。

1 点目の設計素案は公表し、市民から広く意見を求めるべきではないかについてでございますが、図書館は多賀城駅北開発株式会社が建設をする再開発ビルに移転することになっていることから、ビルの設計そのものに対して市民の皆さんから広く御意見を伺うことは困難であると考えています。また、施設及び便益設備等の整備を含めた図書館の運営方法に

ついて、図書館利用者やボランティア団体の方々を中心として構成する図書館協議会での意見のほか、施設を利用する市民の方々から日常的にさまざまな御意見や御提案をいただいております。その内容をしっかりと把握しているところでございます。これらの内容について、当然解決すべき課題であると認識し、移転計画にも記しておりますことから、改めて市民の皆様へ御意見を伺う予定はございません。

2 点目の設計素案の内容についての御質問でございますが、高架書架と吹き抜けは危険であり、見直すべきではないかという御提案については、現段階において実施設計案がまとまっていない状況であります。利用される市民の皆さんの安全性の確保が最も重要であると認識しておりますことから、安全性についても十分に配慮してまいりたいというふうに考えております。

次に、閉架書庫の収蔵能力についての御質問でございますが、閉架書庫の収蔵数については、建物の耐用年数とこれまでの図書館が資料収集をしてきた実績などを勘案し、今後実施設計業務の中で明らかにしていきたいと考えております。したがって、現段階において閉架書庫の収蔵数を具体的な数字で示すことはできないことを御理解賜りたいというふうに思います。

次に、児童コーナーの安全性についての御質問でございますが、この点につきましては 10 月 10 日に開催した東日本大震災調査特別委員会の中で再開発ビルの平面図素案を御説明申し上げた際、議員の皆様から同様の御提案がありましたことから、今後実施設計業務を進めていく上で十分に考慮すべき事項であると認識をいたしております。なお、実施設計案がまとまった段階で、議員の皆様には説明の機会を設けたいと考えています。

最後に、事務室とカウンターについての御質問でございますが、図書館の運営上必要となる施設及び機能であると理解しているほか、図書館の司書を含めた教育委員会事務局内で検討を重ねながら進めてまいりたいと考えています。

以上、よろしく御理解賜るようお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

まず、1点目の市民との市政運営の問題ですが、市民との協働とそれを含む問題です。第五次総合計画の中でも市民との協働ということについてはいろいろなところで触れております。それは大変すばらしい方針だと私も思います。市長が市民の皆さんの声を大事にするということで、おばんです懇談会というのもあります。

何で私がこの問題を質問させていただいたのかといいますと、議会に出した資料が情報公開によっては黒塗りで市民にいったとか、それから議会で説明された内容と資料が「部外秘」と書いて市民には全く公開されないというようなことがこの間あったわけですね。その市民目線を大事にする市長として、そういうのは私は市民との協働に反するのではないかというふうに思うんですけれども、市民目線を大事にする市長としてその辺はどのようにお考えなのか。結局、市長の指示のもとでこういうことがされているわけですね。どのようにお考えなのか、御答弁いただきたい。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私答弁申し上げましたように、市民の目線、市民が今何を考えているかということをお大切にしていきたいというのは市長になってからずっとこの方決めてきたことございまして、この間も留ヶ谷のおばんです懇談会、藤原議員もいらっしゃったときでございますけれども、そういう会合は幾らでもやっていきたいなという思いは今でも変わっておりません。できるだけ公開できるものは公開していきたいというふうに思いますけれども、公開できないというものの中にはあるというふうに思います。全て公開したということになると、これはとんでもないことになる可能性のものも恐らく、それはどれかというのはちょっとわかりませんが、そんなこともあるかと思ひまして、できれば全てのもものは公開すべきではございますけれども、できないものもあるんじゃないかなということで考えている次第でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

議会に出して議会で説明した内容と資料を部外秘として住民に公開しないということは、議員の皆さんからは意見は聞きますよと。だけれども、市民の皆さんからの意見はいただきませんと、そういうふうに言っているのと同じことなんですね。議員の皆さんもこの資料は住民に伝えないでくれと、そういう意味なんですよ、部外秘ということは。では、その部外秘の中身は何だったのかというと、いわゆる図書館の素案だったわけですね。今後半世紀にわたって住民が使っていく図書館の設計素案についてですよ、私は何で住民に隠さなきゃいけないのかと。議会からは意見を聞きたいから意見を求めるんだったら、当然住民の皆さんからも意見を求めてもいいのではないかと。この市民との協働というその方針は立派だけれども、どうもやっていることは違うんじゃないかという感じがこの間私はしている。だから、住民目線を大事にする市長として、そういう点についてはあなたの指導のもとで、指揮のもとでこういうことがやられているんだけど、それについてはいかがお考えですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も黒塗りになったものというのは、今ちょっと副市長と問い合わせたところ、私がいないうちに提出されたということございまして、そのことに関しましてはちょっと私もまことに申しわけありませんけれども見ておらなかったということで、失礼いたしました。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

あのね、私がいないうちにやられたというのは、トップとしてはあり得ないんじゃないですか。全てあなたの指揮のもとにやられているんだから。そういう答弁は私はないと思いますよ。どうですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、藤原議員から今おっしゃられました黒塗りのものというのは、職員が出張した際の出張復命書でございますので、それは情報開示に当たりましては多賀城市の情報公開条例等に踏まえて、その上で開示できるものは開示をする。開示を控えるものは開示を控える。そういった一貫した方針でやっております。

それから、10月10日にお示しをした案については、これは東日本大震災特別委員会でも御説明を申し上げましたとおり、これはあくまでも確定のものではございませんということで、今現在進めている内容をこの方向性で今進めているんだということを議員の皆様方に御説明をしたものでございます。それを一般に公開するかどうかということになると、それはまだ未制定、未定稿のものである、決まっていないものだということがきっちり一般の市民の方々まで伝わるかどうかというのが非常に懸念される部分もあります。それを我々のほうできっちり説明できる場において、これはまだ未定稿の作業の途中であるということで説明したということでございますので、そういった事情もいろいろお酌みおきをいただきたいということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

これは住民から見ると、やはり理解できないことなんです。議会に出した資料を部外秘にして住民に教えてはならないというふうな扱いの書類はね。その中身は半世紀使う図書館のことでしょう。だから、情報公開ではいろんな規定があって出せるものと出せないもの、それは出てくるだろうと思うんだけど、このパブリックコメントという考え方は、役所が意思決定をする過程の中で住民の皆さんの意見をどんどん取り入れましょと、そういう内容ですよ。パブリックコメントというのは、皆さんのその第五次総合計画の中でもパブリックコメントについては重視するような考えというのが書いてあるんでしょう。私は……。要するに、そういうの中で重視するというのが中身にあるんですよ。だから、どうも第五次総合計画で書いてあることとやっていることが違うんじゃないかという感じがしますが、最後にもう一度、副市長とはこれはもういっぱい議論しましたので、私はトップの市長と議論したい。副市長答えなくていいから、市長、答弁お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

パブリックコメントについては、施設の設計に関しては、導入した事例というのは今までございません。また、先ほど教育長もおっしゃってございましたけれども、今回の図書館計画につきましては、図書館協議会とか社会教育委員会あるいは教育委員会の皆さんで何回も協議して決めたことございまして、本当に私はそれなりの過程を経てここまで来たというふうなことでございますから、パブリックコメントまではこれは要らないんじゃないかなという思いでございまして、ましてやアンケート調査、今までに5回もやっているわけございまして、市民からの、あるいはかかわりのある方と今でもいろいろと意見等を聞いているわけでございますから、ここまでやってきたという経過を重んじたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

先ほど紹介しようとしてやめたんですけれども、第五次総合計画の96ページに「審議会の公募委員の増加やパブリックコメントの実施を行う事業が増加しており、これらの実施に関する制度化も必要となっています」と、そういうふうにはここでは前向きな姿勢で第五次総合計画の中ではうたっていると。市長はこの第五次総合計画、自分が決めた計画ですね。議会もよしとした計画なんですけど、これを踏まえてどのようになされる気なんです。私はその何十億円というお金をかけて半世紀にわたって使う施設についてさえもパブリックコメントしない、する気がないと。先ほど教育長からもその答弁があったんですけれども、私は本当に市民との協働の看板になっていないですよ、これは。そういうことをやっていたのでは。一体どういう事業の場合にパブリックコメントをするんですか。この第五次総合計画の骨子を受けてどのようにならうと今後やっていると今こうしているんですか。もう少し明確に答えていただけますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

パブリックコメントという手段が施設の設計にかかわる市民の意見の聴取ということに関して果たして適切かどうかということ、これに関しまして、施設のそれぞれの性質とか、あるいは評価によっていろいろ変わってくるものというふうに私は思っております。今回のやつに関しては、先ほど申し上げましたようにいろんな過程を経て結論に達したわけでございます、その辺のことは重要視したいというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

私は、図書館の設計のことなんかについても意見を聞いたほうがいいというので言っているんですよ。だから、これ以上時間を費やすのはもったいないのでやめますけれども、市民との協働という割には、私はちょっとその看板が泣いているんじゃないかという思いを持ちました。もう少し第五次総合計画の中身で前向きで検討していただきたい。

次、教育長にお尋ねをいたします。

第二次図書館の計画についてなんですけれども、私は違和感を覚えたんだという話をしました。それは、この第二次図書館基本計画というのは、教育委員会が教育委員会の所管施設である図書館について、みずからの方針として決めた基本方針ですよ。そうですね。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

そのとおりであります。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

ところが、文章が非常に気負った文章なんです。例えば、「〇〇〇は自明の理と捉えることができる」、これは6ページです。それから、「〇〇〇であるはず」、これは7ページです。「利用者の固定化を払拭できない現実です」、9ページ。それから、「公共図書館は云々で、文化の交流拠点であるべきです」、これは9ページの上の部分なんです。それから、「文化活動自体を市民生活の日常に溶け込ませる」というのがあります。これなんかはもう非常に上から目線で書いていますね。市民に対する押しつけというか、そんな感じがするんですよ。

私は、こういう文章表現がみずからの方針として決めるのに、あたかも誰かが誰かを説得するような文章になっているんですよ。表現が。これは教育委員会の基本計画としていかなものだろうかと思います。

それで、これは私が言っているわけではないですよ。第5回の図書館協議会の中で、会長さんが言っているんです。第5回協議会の14ページなんですけれども、『アナログからデジタルへの変遷からも自明の理である』と、こういう一文が目飛び込んできました。自明の理なんていうのは、『わあ、すごい。もう押されて倒れそう』というような、こういう表現はどんなものでしょうか。端々にそういった表現があるわけでありまして、そのことが私にはちょっと気になります。ちょっとではなく、かなり気になりますので、これは後で主幹に話す機会をいただけますでしょうか」と言っているんです。これは図書館協議会の会議録の中にあります。ところが、この文章、会長さんがわざわざこういうことまで言っているのに、我々がいただいた第二次基本計画の中では6ページにそのまま残っているんですよ。だから、その文章表現に違和感を抱いているのは私だけじゃないですよ。いいんですかね、こういう文章のまま。まずお答えいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

図書館協議会等、非常に多くの時間を割いてこの論議をしました。例えばこの中に、ああ、

これは気合いの入れ過ぎかなというふうな、そのほかに無用というふうな言葉も出てきたというふうなこともございます。この気合いの入れ過ぎというふうなことも若干あり得るわけでありますが、新図書館に対する心意気というふうなふうに作成した。ですから、若干言葉上、その気合いというふうなこともございますが、心意気というふうなことを十分酌み取っていただきたい。

なお、その修正どうのこの、どうですかというふうな話でございますが、実は第一次図書館をつくったのは、図書館 53 年にできました。20 年間その基本計画というようなものがなくて、平成 11 年に第一次図書館の計画をつくりました。この間、何もなかったわけではございませんが、それなりの計画があって続いてきたんですが、ここに来て平成 11 年の 20 年間の基本計画というような大きなものがなくて進めてきて、できて 15 年、なお今回の場合ですと、新しい図書館の建設がもう間近にというふうなことなどがありまして、非常に時間的にも難しいことがあると思いますが、新しい図書館というふうなことになれば、修正できないなというふうなことはございませんので、今後相当の手續をとりながら、新しい図書館の実現に向かっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

気合いの入れ過ぎと教育長も感じているわけね。私は、本当にこの文章は教育委員会の人を書いたのかなというふうに思っているんですよ、最初見たときに。というのは、教育委員会みずから書いているような表現じゃないんだね。もう第三者が図書館をある意味非常に否定的に市立図書館についてね、否定的に書かれている。私はこれはもう教育委員会自身の文章じゃないというふうに思うわけです。だけれども、中身はよくわかりません。いずれにしても私が思うのは、その市教委の基本文書であると、基本計画であるという認識が欠けている文章じゃないかと私は思うのね。私は、決定しましたので、決定しましたから、またそれを変更するには市の教育委員会で議論してその改訂版を出すとかというふうになると思うんだけど、私は表現上の問題からいっても、その図書館協議会の会長さんからの指摘もあったように、これはぜひもう一度、教育長自身もそういうふうに気合いの入れ過ぎだったかもしれないというふうに思うのであれば、これはぜひ再検討していただきたい。

それから、2 つ目の問題ね。非常に一面性と主観性みたいなのを私は感じたんです。この基本計画のね。一番何を感じたかという、その IT 社会の進展と図書館の実情の問題ね。そ

れないだろうと。これは 12 月 2 日の会議でも指摘をしている問題だと思うんですけども、例えばこういう文章があるんですね。図書館の公共図書館のリノベーション、変革、いわば IT 社会が普及する中で図書館の役割は何なのかということを書いた結論として、結論の部分でこういうことがそこに書かれているんですよ。「公共図書館が資料管理というミッションだけを追求するのであれば、もはや公共図書館の役割は無用になります」。資料管理という面だけ見ると、図書館は無用なんだと。IT 社会の普及によって。これは違うんじゃないかと。2 日の日もお聞きしましたけれども。改めて伺いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

35 年経過した現図書館、そしてこのデジタルというかネットというか IT というか、そういうふうなものは 1 年と言わずすさまじい勢いで拡大をしているという状況です。ただ、そういう中で新しい社会の変革あるいは求められる時代性といいますか、そういうふうなものと図書館がいかに向き合うかといったこと、結論としてはそのうちに共存する文面がずっと出てきますね。全くその否定というふうなことではなくて、そういうふうな社会とこれまで一途に守ってきた図書館のあり方とやはり共存していくような社会が必要なんだというふうな、出だし、後ろのほうに出てきますがね。結局はそれは現図書館を否定するというふうなことではなくて、そういうふうに向き合いながら共存していこうというふうなまとめをしておりますので、もう一度お読みいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

後ろじゃないですよ。前に出ています、前に。公共図書館のリノベーションは第 5 節なんですけれども、そしてその IT と紙書籍の共生というのが第 4 節に出ています。ただ、その結論を出す過程でそういう文章が出てくると。これは私は正しいと思います。ここで書かれているもの、「インターネット上の情報は紙書籍より常に新しく一部専門的なものは紙書籍では入手できないものもあります。しかし、インターネット上の情報は断片的であったり、信頼度や密度が低かったりする場合もあります」と書いています。だから、紙書籍とインタ

ーネットの情報はお互いに補い合うものだ。これは正しい。考察の過程で書いてあるんです、これは。そして、第5節にいて、公共図書館のリノベーション、結論的な部分で先ほど言ったようなことを書いてあるのが私はひっかかるんです。そうでしょう。後でなく、前で出ている。だから、結論的にそういうことを言うのは間違いだと言うんです、私は。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

確かに（4）ではITと紙書籍の共生というふうなことをここでうたっております。これはよろしいというふうに思います。（5）番のその公共図書館のリノベーションと書いてありますが、これはここにおいても旧図書館を否定するというふうなことではないわけですが、新しいそういうふうなその時代の方向性というふうなものを特に強く押し出しているというふうに思います。これの5行目、6行目ですか。5行目ですね。公共図書館の資料管理というふうなことで、この辺のところについては若干これからの協議会でこの辺のところは協議をしなくてはならないところかなというふうなのは一部私も目も通しております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

あのね、ほかにもね、私が先ほど引用したところの下に、「単なる読書のためだけの場であるとするなら、スマートフォンやタブレット端末で十分であると考えなくてはなりません」。図書館で本を読むだけだったら、スマートフォンやタブレット端末で十分だというふうに書いているんですよ。それから、別なその次では、「図書館のレファレンスサービスが問い合わせへの単なる答えにとどまるなら、検索エンジンのほうがよりの確であり、すぐれていると言えます」と、あたかも司書が要らないかのようにも書いてあるんですよ。私はこれは基本計画だと、市教委のね。市教委の基本計画だということは、もうこの文書は独立した客観的な存在になっている。一々注釈をつけなきゃいけないような基本計画というのは私はあり得ないと思うんですよ。いや、これはこういう意味だ、いや、あれはああいう意味だと。それはもうその文書自体として多賀城市教委の図書館に対する考え方を示すわけですから、

私はそういう意味からいっても、こいつはこのままもう既にネットに上げているみたいだけれども、そのまま出すというのはいかがなものかと思いますね。

私は、IT との関係で言うのであれば、皆さん方は第二次基本計画でどういうふうな結論を導き出しているのかということ、IT 社会が普及した、だから図書館の資料的価値が下がっている。したがって、今からの図書館は集いの場としての役割が非常に大きいんだと。そういうふうな結論にしています。それは、集いの場としての役割ももちろんあるけれども、依然として情報提供の施設としての図書館は重要であると。IT 社会でIT が普及しても、私は依然としてその図書館は情報の提供施設である状況だというふうに思っているんですね。その辺については教育長のその一致しているんですか、私と。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

旧来の図書館は図書館法にのっとりこれまで 35 年やってきたわけですから、もちろんこれからもその図書館法は一途に守り続けなければならないという点では、何も否定しているというふうなことではございません。ただし、新しい第二次図書館は、そういうふうな IT については若者がもっともっとそちらのほうにのめり込んでいくようなそういうふうな社会情勢にあることは事実です。そういう人たちをいかに呼び戻すといえますか、旧来の図書館の進め方、考え方と合致させながらというふうなことでございますので、IT についてのその文面が若干文字数にすると長いというふうなこともあるわけですが、そういう趣旨ではなくて、旧来の図書館を否定するということはありませんし、新しい図書館は意味をなさないと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

だから、考え方は余りすれていない。だけれども、その誤解を招く文章、それから間違ったメッセージと思われかねないメッセージが、文章がこの中にあるんだと私は言っているんですよ。しかも、図書館を集いの場として位置づけるということを主要な側面で書いている

んだけれども、それも一面的だ。引き続き情報提供の施設として必要なんですよ。私はこの間「理想の図書館とは何か」という本も読んでみました。根本彰さんという東大の先生の本です。その中のIT社会の中で図書館の位置をどのように書いているかということで、この本の中で「ネット上にあるのは公開された情報だけである」、これ5ページ。「インターネットのサーチエンジンで検索した情報で事足りるわけではない」、34ページ。「2000年の印刷文明の蓄積がある書物と世界で日夜発表する膨大な電子情報の双方にアクセスするための仕掛けを備えた図書館は、今後も求められている公共機関である」、36ページ。こういうふうに書いてあります。

私は、やはり図書館の位置づけというのはそれが正解なのではないかと思うんですね。そういう点では私は第二次基本計画については非常にその一面性だと、一面的だというふうに思います。それで、IT社会に、本当に若い人たちにも応えていくというのであれば、例えば多賀城にしかない資料、郷土資料がありますね。ああいうものなんかをデータベース化して、そこにネット上でもその多賀城図書館の持っている郷土資料も見られるなどということだと、それは大いにやっていかなきゃいけないというふうに私は思っています。

この問題ばかりというわけにもいきませんので、次の問題に入りたいと思います。

次の問題。多賀城市立図書館移転計画の中で、早い話がCCCを指定管理の候補者としてしまったよということがきちんと書かれていますね。それで、Tポイントの導入についてどう考えるか。いや、まだ考えていないんだという話でした。不真面目ですね、非常に。武雄で大きな問題になったんですよ、Tポイントはね。9月議会で柳原議員が一般質問しました。そのときはなぜか市長が答弁したんです。だから、私は今回は教育長に聞くことにしました。Tポイントの問題について、検討もしないでCCCに頼みますということを決められるんでしょうか。柳原議員が指摘したように、Tポイントの事業はCCCの中核事業です。中核事業。そして、その図書館協議会の早い段階の会議で、その子供、教育上の問題はどうかというのも話題になっていましたよね。なぜそういうことが議論されないまま、指定管理者候補としてCCCですというふうに決まっちゃうのか。その辺がよくわかりません。図書館にTポイントを導入した場合に、いろんなデータはCCCに行くでしょう。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

協議会等で確かにその T ポイントについては話は出ました。ただ、そのことについては子供はどうなんだろうとかというような子供の面のその話でありまして、そのことについてはこれから協議会等々で、協議会では子供というようなことでございますので、子供に問題が起きないのかというふうなことで考えていきましょう、相談しましょうというふうなことでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

T ポイントを採用した場合に、いろんなデータが CCC に行くでしょう。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

その辺のところについては行くでしょうといいますが、ポイントカードをつくるわけですから、ポイントカードのその中身がどの程度かわかりませんが、それは行くでしょうね。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

いや、それは行くんですよ。行くんですよ。共通ポイントだから行くんですよ。図書館の利用履歴とかが図書館の中に閉じられるのであれば、T ポイントを採用する意味ないですよ。T ポイントというのはそもそも共同ポイントなんですから。あらゆる業種の中で使えるポイントなんだから、だから T ポイントなんです。共同ポイントなんです。共同ポイントを図書館で使うということは、図書館のその利用履歴とかが行くんでしょう、CCC に。CCC からほかの業界には行かないと言っていますよ。皆さん方が隠した市教委と CCC の……、皆さん方が隠したんじゃない、皆さん方と武雄の市教委との話し合いの中で、CCC のほか

の関連会社には行かないと言っています。だけれども、CCCには行く。だから、共通ポイントなんです。だから、その普通のその共同ポイントというのは物を買ったときにポイントがつくわけですね。物を買ってもしないのにポイントがつくというのは、教育上どうなのかというのは図書館協議会でも議論されています。そういうことが全然議論されないで、CCCって候補者が決まっているんですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供全員にTカードを持たせるとかというそういうことではありませんからね、これは。当然、持たせるかどうかは最終的には親の判断ということになるんでしょうが、子供がやはりそれを持つということについてはいろんな諸問題があるというふうなことはあると思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

そのポイントカードを持つか持たないかは親次第、本人次第だという考え方ね、教育委員会にはね。いや、私はそれではやはりだめだと思いますよ。物を買うことにポイントがつくというのは、本人のその最初から自主的にそういう行動を選択するわけですよ。だけれども、この問題については、物を買ったわけでもないのにポイントがつくんです。そういうふうにしてまで、そのTポイントを図書館で導入したいというのがCCCの意向なんです。そういうときに、そういうときにですよ。政策的に図書館にまで共通ポイントを採用していいのかわからない問題なんです、これ。私は教育委員会でこの問題を議論しないまま、CCCを指定管理の候補者にあっさり決めてしまったというのが理解できないんです。議論していないんですか、本当に。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

CCC というふうなことでございますが、この導入する、しない自体はこれから教育委員会の検討というふうなことでありますので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

私はこういう重要な……。あと 5 分ね。こういう重要な問題を検討しないで CCC だけ決まるというのが、私は理解できない。だから、公平性、透明性という点で大いに疑問があるというふうに言っているんです。

それから、透明性の問題でもう一点、幾つか聞いていきますが、増田宗昭社長が「あすか会議 2013」という会議で講演をしまして、彼が何と言っているか。図書館について何と言っているか。実際には本のレンタル屋だ、図書館をね。図書館というのは、実際には本のレンタル屋だと。要するに図書館なんていうものはないと。会場笑いとある。名前は図書館だが、本のレンタル屋だと書いています。CCC の社長がこういうことを言っているんですよ。これは 9 月議会で柳原議員も質問したんですが、どういう手違いかはわからないけれども、市長が答えていた。これは図書館について CCC の増田宗昭社長はこういう認識なんです。図書館とは本のレンタル屋だと。図書館なんていうものはないと。そういうところに堂々と CCC がいいと決める感覚が私よくわからない。例えば、こういう問題については議論されたんですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

増田社長が何をおっしゃられたかということは私も知るよしが無いわけでありまして、そういう図書館は、多賀城市にはきちっとした市民のニーズに応える図書館をつくっていきたいという願いを持っております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

教育長自身は、図書館は本のレンタル屋だということについてどういう認識ですか。そういう全く同じ認識なんですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

レンタルというふうなその言い方で一くりにするというふうなことは非常に難しい問題ですね。図書館の書物を貸し出すのと、書店といいますか、何か DVD を貸すというふうなのとは全くその意味が違うんだと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

だけれども、全然気にならないと。私は本当に理解できませんね。だから、真面目に検討したという感覚がないですよ、感じがしないです、私は。

最後に、透明性、真面目に検討したのかどうかという問題で、その図書館は子供にとっても非常に重要な施設ですね。だから、1 人でも行けるような図書館にするというのはこれは当たり前だと思うんです。これはどうですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

これまでの旧図書館 35 年、理念の中に 3 つあります。その中の一つが子供とどこまでも向き合うという子供への奉仕というようなものが一つあります。これ 35 年間守ってきた理念でありますので、これもやはり子供の安全等々を考えながら、さらに学校と連携、その他連携しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

それは当然です。ところがですよ、今度の図書館は 1 階も 2 階も 3 階も商業施設と自由に行き来できますね。だから、幾ら分かれているといたって、自由に行き来できるんです。それで、武雄で何が起きたのか。県立武雄青陵中、これは中高一貫校です。その県立武雄青陵中の平川年明校長が「図書館に行くな」と。登校したときに図書館に行ってはいけないという指示を出したことがあるんです。それはなぜかということ、商業施設と見ている。私は武雄図書館が商業施設か図書館か、それはよくわかりませんよ。よくわからないんだけど、教育者には、青陵中の平川校長にはそういうふうに見えたんです。何しろ玄関入ってすぐに書店があり、スターバックスがある。これが何か 12 月議会で問題になったみたいですね、武雄で。これはこの問題について、多賀城にとっても非常に私は重大な問題だと思うんですよ。教育委員会ではそういうふうなことはどのような議論をされたんですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

当然、子供の安全といいますか、そういうふうなことについては十分話し合っております。ただ、私も武雄に行ったんですが、入るとすぐそういうふうな施設があるというふうなところも見ております。ただ、多賀城の場合は、図書館に入る。本屋のほうに行く人は行く。あるいは、必ず図書館を通らなくてはならないというふうなつくりになっていないんですね。そういう点では教育委員会としてもそういうふうな設計その他において、子供たちに十分

配慮できるような、そういうふうな形にしていきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

1 番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1 番 柳原清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は、通告どおり 3 問です。

第 1 問目は、仮設住宅入居者への支援策についてです。

大震災から 2 年 9 カ月が過ぎましたが、いまだに市内 6 カ所の仮設住宅では 330 世帯の方々が不自由な生活を強いられております。ことし 3 月の医療介護の窓口負担免除措置の終了により、全日本民医連が免除を受けていた患者に行ったアンケートでは、打ち切りで受診回数を減らすのが 4 割、薬の間引きと検査回数を減らすのが各 3 割、宮城県保険医協会が開業医 126 人に行った調査でも、約半数が受診が必要だが来院していない患者がいると回答しております。長引く避難生活で被災者の心と体の健康は悪化をしております。このようなときこそ、行政の支援を強めることが必要なのではないでしょうか。

桜木地区災害公営住宅が着工されましたが、全ての災害公営住宅の完成は平成 28 年度であり、市内仮設住宅入居者からは、いつ災害公営住宅に移れるのか、望む場所に入れるのか、転居費用の負担が心配と、先行きを心配する不安の声が出されております。そこで、以下の

3 点の支援策について質問いたします。

第 1 に、借り上げ仮設住宅も含めた入居世帯の生活状況、生活再建の見通し、心身の健康面など、総合的につかむ調査が必要であると思います。現在調査中とのことですが、できるだけ早く調査結果について明らかにするとともに、それに基づく世帯ごとの支援策を把握し、再建の後押しをすることが重要だと思いたしますが、いかがでしょうか。

第 2 に、災害公営住宅の完成後、仮設住宅から災害公営住宅への引っ越し、あるいは仮設住宅の集約による引っ越し費用の負担が重く、転居ができない事態も考えられます。市は現在独自の助成制度を検討しているとのことですが、検討を進めている助成制度を一日も早く入居予定者にお知らせをし、不安を解消し、将来の見通しを示すのが行政の役割ではないでしょうか。制度の検討状況はいかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

また、入居時の敷金の免除についてお伺いいたします。本年第 2 回定例会、佐藤恵子議員からも敷金の免除について、減免について質問がありました。敷金は家賃が減免されている方でも、本来家賃の 3 カ月分、一度に最低でも 7 万円以上も払わなければなりません。引っ越し費用も大変、いろいろ家財もそろえなくてはならない、これから幾らかかるかと不安な毎日過ごしている仮設入居者の声は市長も御存じのことと思います。県内 3 市 1 町が敷金の免除、3 町が減免を決めています。本市でも敷金の免除措置を改めて求めるものでございます。また、免除措置が行われなかった場合、敷金を用意できず入居できない世帯も生じることが考えられます。入居先が決まり生活が落ちつき、先行きの見通しがつくまで支払いを猶予する。このことが必要だと思いたしますが、いかがでしょうか。

第 3 に、災害公営住宅へ入居のときには、備品など新たに購入しなければなりません。一体幾らかかるのかと不安な状態です。エアコン、ガスコンロ、カーテンなど仮設住宅から引っ越しの際に仮設住宅の備品を再利用できれば、入居者の負担軽減を図ることができます。希望する人には備品類の活用を認めることが必要だと思いたします。その点、県に強く働きかけていたきたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

第 2 問は、防災ラジオについてです。

防災ラジオとは、緊急時に自動的にスイッチが入り、緊急放送や市からの情報を聞くことができる簡易型のラジオです。本市では防災広報無線が 53 カ所整備をされましたが、地形や建物の構造などにより放送が聞こえにくいという声があります。その対策として、塩竈市では防災ラジオの導入を決めたそうです。塩竈市では地元の FM 局の電波を使って緊急時にはスイッチを切っていても自動で電源が入り、放送を聞くことができる防災ラジオを導入

するとのこと。そして、初めに要介護者や障害者に 150 台を無償貸与するとのこと。本市でも防災ラジオの導入と希望する世帯、要介護者、障害者など避難困難者に対して防災ラジオの貸与制度を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後は、桜木保育所の運営についてです。

津波で被災した桜木保育所は、桜木地区災害公営住宅に再建されることになり、建設工事が進んでおります。平成 26 年秋には完成予定ですが、市は桜木保育所を保育所ではなく認定こども園とする方針とのこと。現行制度と大きく変わる認定こども園への移行には、保護者や保育関係者より懸念の声が出されております。子ども・子育て支援新制度に移行しても、保育は市町村が責任を持って行うということは変わりません。ところが、保育所でなく認定こども園になれば、市町村には保育の実施責任がなくなります。実施主体が市町村かそうでないかは、住民から見ると雲泥の差が生じます。公立であれば自治体の責任で保育水準の確保ができますし、責任も明確です。しかし、認定こども園になった場合、市の責任ではなく事業者と保護者との関係でしかなくなります。例えば、入所の申し込みも市は紹介、あっせんだけで、施設を探すのは保護者の責任となります。入れるかどうかは保護者と施設との間の話し合いになり、待機児童解消にはつながりません。

認定こども園は全ての子供を対象に幼児教育と保育を両方行う施設という位置づけなので、保育に欠ける子供と保育に欠けない子供が同じ施設で生活をともにすることになります。そのため、途中から登園する子供と途中で帰宅する子供が混在し、落ちついて保育を受けることができなくなります。園の行事や保護者会の開催、保護者同士のつながりをつくるのも難しくなります。市は、従来どおり児童福祉法 24 条に基づき、桜木保育所を市立保育所として運営していただきたいと思います。

以上、市長の答弁を求めまして、1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1 問目の仮設住宅入居者への支援策についての御質問のうち、1 点目の生活状況等の調査につきましては、12 月 9 日を回答期限として平成 25 年度分を調査集約中でございます。平成 24 年度の調査結果概要につきましては、平成 25 年 3 月に東日本大震災調査特別委員会で報告しておりますが、平成 25 年度の調査結果につきましても、概要がまとまり次第、議会説明及び市広報誌等でお知らせする予定でございます。なお、各種データにつきましては、健康課の被災者訪問指導事業に活用しているほか、庁内関係課の保健師を初め、社協復興支えあいセンターによる家庭訪問など、社会保障制度の適用を含めた生活再建支援に結びつけております。

2 点目の災害公営住宅入居に係る助成制度につきましては、私が 11 月に 6 カ所の仮設住宅を巡回訪問した際、被災者の皆様から、災害公営住宅へ転居する際さまざまな費用がかかるので何とか支援をお願いしたいとの要望をお伺いいたしました。現在、具体的な支援内容について検討しておりますので、いましばらくお待ち願います。

また、仮設住宅の集約に伴う引っ越し費用等につきましては、居住者の皆様が負担することなく転居できるよう支援する仕組みを被災自治体と連携し既に県に対し要望しております。なお、災害公営住宅の敷金の免除及び猶予措置につきましては、これまでもたびたび御回答申し上げており、免除及び猶予についての考えはございませんが、前段で申しましたとおり、現在入居者の負担軽減を助成制度という形で検討しておりますので、御理解願います。

3 点目の備品類の再活用についてですが、仮設住宅の備品は県の所有物であり、これまでの災害事例から無償譲渡は難しいとの見解が示されておりましたが、被災居住者の皆様から無償譲渡を望む声が多かったことから、被災各自治体と連携して県に要望しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2 問目の防災ラジオの御質問についてですが、塩竈市の場合、コミュニティーFM 局「バイウエーブ」の放送を利用し、防災ラジオへ緊急放送を行うとしておりますが、本市にはコミュニティーFM 局がありませんので、防災ラジオの導入は技術的に不可能と思えます。しかし、将来的に本市にコミュニティーFM 局が開設された場合は技術的には導入可能となりますことから、この時点で検討させていただきたいと思えます。

最後に、3 問目の桜木保育所の運営についての御質問ですが、本年第 2 回定例会の一般質問でも御回答申し上げているところですが、子ども・子育て支援新制度については、現在、国の基準検討部会においてさまざまな議論が進められており、現段階で確定した内容は公表されていないため、新制度に対して不安を抱いている方がいらっしゃることも事実だと

思います。しかし、新桜木保育所の運営につきましては、保護者の多様な保育ニーズに応えていくため、認定こども園も選択肢の一つとして捉えているということであり、今後もさまざまな角度から検討し、市民にとって最適な方法を選択してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

それでは、1 点ずつお聞きしていきたいと思います。

入居者への支援策の第 1 番、(1) については、結果がまとまり次第御報告いただけるということでございますので、その結果に基づいて十分な世帯ごとの支援策を把握し、再建の必要な方には十分な相談活動やら、そういう援助を行っていただきたいということで、1 番目はわかりましたので、この 1 番目については再答弁は結構でございます。

(2) 番目、災害公営住宅の移転に対する引っ越し費用の負担をないようにしたいという制度を今検討中だということですので、その制度を住民に周知をどのようにするかということ、今住民の方は一体こういうような新しい制度がどうなるのかということも情報が全然伝わってこないということが一番不安な点なわけでありまして、1 月中には災害公営住宅の本入居の申し込みも始まるということですので、それが具体策がいつ発表されるのかと、毎日心待ちにしているわけなんですけれども、そういういつごろには発表できるのかと。遅くともこの本入居の前にはその支援策を発表していただかないと、大変どこに入ったらいいのかというそんな不安な状態がずっと続くわけですから、いつまでに発表できるのかというのを今もくろみがありましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これは来年の 1 月の入居受け付けまでにはということ、ですからそんなに何カ月もかかるわけじゃございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

わかりました。その入居前までには住民の方に説明をいただけるということで、この引っ越し費用についてはわかりました。

次の敷金の免除の関係なんですけれども、私が調べたところ、免除している自治体が前の佐藤恵子議員の質問のときよりもふえておまして、私が調べたところ、免除している自治体が石巻市、名取市、東松島市、南三陸町が全額免除、それで減免を行っている自治体が亶理町、山元町、女川町というふうに入居してきております。その免除の理由として、石巻市は被災者の早期の生活再建のために援助が必要だということで、名取市は引っ越しにさまざまな出費が伴うので入居者の経済的負担を抑えたいというふうな理由で免除をしているそうでございます。

そもそも東日本大震災で家や家財を失った被災者が住む災害公営住宅でなぜ敷金を取る必要があるのかということが、私には大変疑問でございます。そういう千年に一度の大震災でございますから、そういう普通の公営住宅の入居をするのでしたら敷金を取るということもあると思いますが、こういう災害に関する入居で敷金の免除や減免ができないのかなということをおっしゃるんですが、市長はそれはできないと何度もおっしゃっておりますので、私が仮設住宅の住民の方から聞いた声なんですけれども、「敷金がそんなにかかるのだったら、引っ越しせずずっと仮設住宅にいるわ」とこういって方もおられます。実際におられました。こういった方がいつまでも仮設住宅から出られない。こういう事態も考えられるわけなんですけれども、まず敷金の免除をしていただきたいというのが第一の要望なんです、免除が絶対無理だとおっしゃるのでしたら、その入居する際に敷金の支払いを猶予するというのも必要ではないかなと思うんですが、その敷金の猶予という点について、全く検討する余地がないのかということについてもう一度回答をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほども申し上げましたけれども、私も仮設住宅 6 カ所ぐるっと回ってきて、いろいろ答えてきたわけでございますけれども、これ免除するというのは確かに簡単かもしれませんが、今度出るときに大変なことになりますね。敷金というのがないと。それも含めて何とか助成制度を考えようということでございますから、この助成制度によってカバーできる部分というのは、今まで免除すると言った自治体よりは以上のものが出てくる可能性は私はあるんじゃないかなと。どの辺のことが出てくるかわかりませんが、免除と言ったところは敷金でないわけですよ。敷金はないわけですよ。それはそれで、あと出るときにかえって困るという事態が起きないかということは心配ないですか。柳原議員は逆に心配ないですか。どうですか。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

私は、そういう通常の場合でしたら敷金を取るのはそれは当然、公営住宅法で決まっていますので、3 カ月以内の敷金を徴収することができる決まっていますので、それは普通の公営住宅ならあり得ると思いますが、そういう災害で入居している方が何年後、自分で住宅を再建されて公営住宅から出られるという状況になるときのことを心配して、そういうときどうするのですかという考えを市長が本当にそんなことを心配しているとしたら、それは随分構えが小さいなと思います。敷金は預かり金ですので、通常の生活で古くなった部分ですとか、破損した部分はこれは敷金そのまま返還するというのが今の常識ですね。ですから、そこまで心配することは私はないというふうに思うものでございます。この点についてはなかなか平行線だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ですから、敷金があれば、大抵はほとんどそれでカバーして、大体出るときはそれでカバーできるんですよ。よほどしっちゃかめっちゃか壊さない限りは大体はできているのが平常

でございます。そのほうがうちの制度としてはいいんじゃないかということで、助成制度というものをやるということになっているわけですから、その助成制度の中身はまだ決まっていりませんが、それぞれカバーできるということですから、了としなければいけないんじゃないですかということでございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

助成制度の中で敷金も十分賄えるぐらいの助成制度を今つくりたいというお答えでしたので、その点は了解して、次の質問に移りたいと思います。

（3）の備品類の活用を認めるように県に働きかけてほしいという点に関しては、県に働きかけるというお答えでしたので認識は一致していると思いますので、これについては答弁は要りません。

質問の第 2 番目の防災ラジオについてですけれども、私も調べてみたら、塩竈市はコミュニティFM局があるので、そのコミュニティFM局と協定を結んで市の防災広報無線の放送がラジオから聞けるようにするというようなこととございます。それで、多賀城市にはコミュニティFM局がないので、そのまま防災放送を流すのは今は系統的にできないということとございました。そこで、多賀城に FM 局ができた場合はそういうことも検討したいというお答えでございました。

まず、それで 1 点確認したいんですけども、現在の多賀城市の防災広報無線のシステムでも災害時には、例えば市役所のアンテナから電波を飛ばして市民に緊急放送なり、災害情報の放送をするということは系統的には今どのようになさっているのか、お聞きします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

災害時におきましては、同報系の行政無線の説明の際にもお話をしているところでございますけれども、臨時FM局の設置が可能なシステムになっております。したがって、発災した後のさまざまないわゆる支援情報であったり、あるいは市民の皆さんに伝えなくちゃいけない情報や何かについては、いわゆるその周波数さえ合わせていただければ、お手持ちのFMラジオでそれらが聞けるような状況になっております。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

設備的にはそういう緊急放送ができるシステムになっているということですね。このラジオで聞けるかどうかというのも、今市民の中にはそういうことはほとんど周知されていないと思うんですが、そういう市民の中に周知方法など、今言ったことを考えられているか、あったらお聞きします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

もちろん、この辺につきましては周知をしていく形ではありますけれども、地域防災計画の中にもしっかりこの辺のところを表現をしていこうというふうな形で取り組んでおります。特に発災時の情報提供の多重化の問題につきましては、御提案のあった防災ラジオも含めていろんな形で、防災行政無線だけじゃなくて、例えば皆さんお手持ちのそのメールに配信をしたりとかといったような形でやっておりますので、この辺についてはこれだけというふうな形のその情報に頼らないでいただきたい。さまざまな入手手段をこれからどのように用意をしていこうというふうな形で考えておりますので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

わかりました。災害時にコミュニティFM局が果たした役割というのは大変大きなものであるようでございますので、もしこれから多賀城市にコミュニティFM局が開設されるような運びになりましたときは、これと協定を結んで防災行政無線の放送をラジオで聞くことができるようにするとか、行政としてもバックアップをしていただきたいと思います。その点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これにつきましては、きのう江口議員からの御質問、御提案があったわけですが、これらと非常に密接に関係がしてくるものと感じております。やはり共助の仕組みをどうやってつくるかということが、まず先駆けてしなければならないというふうに思います。塩竈市で導入される形につきましては、いわゆる要援護者のところにラジオを貸し出すというふうな仕組みになっておりますけれども、やはりどう助けるかというふうな仕組みが正常に働かないと、危ないというふうな情報だけ先に届いて不安だけをあおるというふうな形になろうかと思っております。その辺も含めて、いわゆる環境が整ったその環境に合わせた形でベストチョイスを探っていきたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

はい、わかりました。これはこれからの課題ということで研究を進めていただきたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。

桜木保育所なんですけれども、9月の予算委員会の際に、保健福祉部長は桜木保育所は認定保育園も視野に入れて考えているというお答えでしたので、多分その方向で進んでいく

んだらうなというふうに思うんですけども、私、認定こども園というものに対してちょっと過大な期待があるのではないかなという懸念を持っています。まず、内容がまだ発表されていないという状態で、この認定こども園に向けて突っ走っていくというのはちょっと危険ではないかなというふうな思いを持っています。まず、その認定こども園について、メリットがどういうものか、あるいはデメリットがどういうものかということも余りはっきりしていない中で、そのこども園という名前だけが先行しているというように感じています。

この認定こども園になる場合、新制度への移行のスケジュールとか、何月ぐらいにはそういう国のほうから利用料ですとか、施設の基準ですとか、そういう職員の配置ですとか、そういう基準が示されるのがいつごろになって、例えばそれに向けて条例をつくるのが何月ぐらいで、募集するのは何月ぐらい、スケジュール的にはもう国のほうでは大体決めていると思うんですが、もしこういうものを把握していたらお聞きしたいんですけども。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

ただいまの質問がいっぱいあったので、ちょっとメモはしたつもりなんですけど、もし抜けていましたら再度御質問していただければと思います。

まず、認定こども園の移行について、9月の定例会でそれも視野に入れながらというふうなお話を差し上げましたが、決してその方向に偏った形で作業を進めていこうというものはございません。あくまでも選択肢の一つとして、先ほど市長も御回答申し上げましたけれども、多様な選択肢の中から保護者の皆様が一番利用しやすいのは何かというふうなものを十分検証させていただいて、その方向性を決めていきたいということでございますので、決して偏ったその方向にまっしぐらに突き進むということでは決してございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在は、近隣市町村でもう既に認定こども園に変更して運営している事業者さんもありまして、その実態を今私どもも調査をしている段階でございますので、とてもうまくいっているところと結構課題を抱えているところがあるようです。

それから、認定こども園にもいろんな類型がございまして、幼稚園型とか保育所型というも

のがございまして、これまでの県との協議の中では、新桜木保育所は 1 階がピロティー方式で、2 階に事務所が、保育室があるという状況になっているんですが、これ地面から立ち上がっていないと実はなかなか難しいのではないかなという、これはまだ決定ではございません。先ほど議員がおっしゃいましたように、詳細はこれから国のほうで出てまいりますので、ただ、現段階では県の見解ではどうもその 2 階に事務所があると、幼稚園型の認定こども園としての認可は難しいのではないかなというふうなお話をいただいています。そういった制度上での選択肢も狭まってきたり、広がったりというふうなことがありますので、これについてはこれからまだまだ私たちとしてもその辺の行方を見守りながら、一番いい方法を探っていきたいと思います。

それと、認定こども園の先ほどメリットとデメリットというふうなお話でしたけれども、まず、メリットとしては保護者の方が就労、いわゆる仕事をしているか、していないか、または中断、再開をしても、そういったことで退所をしなくても継続して利用ができるというそういう最大のメリットがございまして。このメリットだけを言えば、メリットだけかというふうなことになるんですけども、一方ではそういったその短期保育、短期入所に関してのいわゆる公定価格、いわゆる費用ですね。それがまだ国から示されておりませんので、そういったことで穴があいてしまうと、事業所としての収益性というふうな問題でどうなのであるかというふうなことも不安材料の一つとして事業所の方は捉えているようでございませぬ。

それから、公定価格やこれからのスケジュールということなんですけれども、実際に国のほうからその公定価格や事業の内容の詳細についての提示がいつあるかというのは、ちょっと私どもははっきりしておりませんが、少なくとも早ければ来年の 6 月に条例化をしなくちゃいけない。遅くとも国では 9 月の定例会では、自治体のですね。9 月定例会では条例を制定して 27 年 4 月に備えなければならないというふうな大まかなスケジュールの素案は出ています。ですから、早ければ 6 月、遅くとも 9 月の定例会では条例化というふうなことになるかということです。あとは何か抜けていたらよろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

早ければ 6 月の定例会には条例化をしなればいけないという状況ですので、私の調べたところではこの 3 月末までには国のほうで基準の政令なんかを公布するのではないかと

うふうに私は思っておりますので、こども園に移行するのであれば、もうかなり議論を詰めていかなければいけない時期ではないかなというふうに思っております。

私が認定こども園に対して危惧していることを何点か申し述べたいと思うんですけれども、まだ内容がわからないうちに早急に決めるのは、決めないで十分議論して、まず尽くしてほしいと思いますけれども、まず認定こども園となれば、今まで保育所は市が保育の責任を持ってやるということですが、こども園になれば市の手から離れて事業者と親との直接契約になるというわけがございます、ですからその市の市立保育所が1カ所少なくなってしまうということは事実でございます。ですから、私は市の市立保育所を市から手放すべきではないというふうに、それは第一に思っております。一回手放してしまえば、保育の中身やら、質を保証するのが難しくなるのではないかとこのことをこう思っております。認定こども園の場合、市の補助金の制度も変わりまして、保育所の場合、民間でも公立でも市がやるべき保育を民間の場合は肩がわりしてやっていたというところで、運営費は市から出ているということになっております。それがこども園になれば、その運営費の使い方も園の自由な裁量で使えるようになるということで、経費が全て保育に使われるのかどうかというのもチェックができなくなるということで、基本的には保育の運営で経費を削ればその分事業者がもうかるという仕組みに変わってってしまうという点が心配される点としてあります。

それと、新制度に移行した場合、こども園の場合、子供のために制度がつくられているということよりも、運営する側の都合でこの制度ができていないかということをお心配しております。例えば、保育に欠ける子と欠けない子が一緒に保育を受けるということになりますと、例えば午前中は幼児教育をして、例えば午後は保育をするというようなシステムになるようでございますけれども、例えば午後からだけ登園する子供とか、午前中で帰る子供とかが出てくると、子供自体が保育が落ちついて受けられないとか、子供から見れば先生がしょっちゅうかわるということで、私の担当の先生は一体誰なんだろうと子供が戸惑うとか、そういうことも指摘をされてございます。

ですから、認定こども園というのはいろいろ今議論されている最中でございますので、これは早急に決めないで十分検討を重ねていただきたいと思います。

ということで、子供から見た場合、この認定保育園制度というものが一体どのようなものなのかということについて、今考えていることがあったらお願いします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

結論から言うと、子供は行けと言われるから行くのであって、言いたいことは今回の認定こども園の考え方は、いわゆるその幼稚園とか、それから保育所、それぞれ目的が違います。ルールでいけば幼稚園は教育、それから保育所は保育というふうなことになるわけですが、いずれに通っている子供さんも、多賀城市民には変わらないんですね。多賀城の子供たちです。よりそういったその子供たちが多くの人たちの手にかかりながら、どこにいてもきちんと保育、育てていくことができる。育てられる。地域で育てるというふうなことが、幼保連携の一番の大きな今回の課題だったのではないかというふうには思います。

先ほど冒頭で内容が 3 月までということで、それは国のほうで私も承知しておりました。おおむね 3 月ぐらいまでには出したいというふうなお話があるんですが、これもちょっとまだその後大まかなスケジュールが出ているだけで詳細の中身の通知がまだありませんので、我々としてもそれを十分に検証させていただきながら、新しい制度をつくっていきたいと思います。

ただ、桜木保育所の話でございますけれども、認定こども園になったから、保育所のままだからということのお話になりますけれども、あくまでも新桜木保育所は多賀城市が公設で今建設を進めている施設です。したがって、公の施設になりますから、認定こども園になろうと、保育所であろうと、そのいわゆる実施母体は多賀城市ということになります。したがって、決してその手放すとか、そういったことではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

私の理解ですと、こども園になった場合は制度が全く変わるという理解なんですけれども、幾ら公設であっても、建物をつくるのは市がつくったとしても、その運営がこども園の場合は別の事業者になるということで、児童福祉法の 24 条に基づいた保育ではなくなるという点では、全く別物になってしまうということだと思っておりますよ。それで、ただ、保育内容もこども園と保育所では変わってってしまうということで、同じ保育内容を維持できる

のかどうかという点で、私は大変危惧をしております。

それから、市内の子供が全て同じ内容の保育が維持できるのかどうかという点で、大変危惧をしているんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

まだ正式に通知がございませんので、我々も見えないものにおびえているというふうな部分は一部あろうかと思えます。でも、一方では多賀城の子供たちを我々が最大限サポートしていかなくちゃいけないというのは、それは根底にありますので、たとえその認定こども園であろうと、児童福祉法の網から外れるというふうなことであっても、私たちとしては子供たちが私どもの地域で健全に育っていくというふうなことを念頭に置いて事業に取り組んでまいりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

これで最後にいたしますけれども、子供の保育条件が今より悪くならないということだけはぜひ保証していただきたいと思うんですが、この点に関して市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

当然、それは守りたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

12 番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12 番 阿部正幸議員登壇）

○12 番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり大きく 3 点です。

大きな 1 点目は、多賀城市立図書館について伺います。

多賀城市立図書館は、昭和 53 年 6 月の開館以来、市民の多様な学習意欲に応え、親しみやすく利用しやすい生涯学習の拠点施設として役割を担ってまいりました。

12 月 2 日、東日本大震災調査特別委員会で、第二次多賀城市立図書館基本計画及び多賀城市立図書館移転計画についての説明がありました。多賀城市立図書館移転計画では、第一次多賀城市立図書館基本計画に対する市民ワーキング及び多賀城市立図書館協議会の中で提起されてきた事項の市立図書館の課題に、「子供の図書コーナーと一般のコーナーがオープンスペースでつながっていることから、互いに気を使い不便を感じているところもあります」と記載されてありました。10 月 10 日の東日本大震災調査特別委員会では、昌浦議員が児童書コーナーについて、「不特定多数が入る入り口付近で防犯上大丈夫ですか」との質疑では、副市長は「入り口に近いところで不審者がいきなり入ってきたらどうするかということもありますので、研究したいと思います」と答弁しております。12 月 2 日の東日本大震災調査特別委員会では、根本議員が「入り口付近では防犯上の問題もあり、入り口付近でないほうがよいのではないかと」と質疑し、生涯学習課長は「検討します」と答弁しました。

文教厚生常任委員会や公明党会派でも図書館を視察してまいりましたが、児童書コーナーは入り口付近にはありませんでした。本市図書館移転計画の第4章「構想を実現するための4つの方策」、4「市立図書館が提供するサービス」の(2)「誰もが行きたくなる環境づくり」「保護者と子供が一緒に行きたくなる場」に「保護者が子供と一緒に安心して楽しく過ごすことができるための環境を整えることが必要」とありますので、児童書コーナーは防犯上からも1階の入り口付近ではなく、一般のコーナーと分けて2階にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、今後計画している立体駐車場から図書館へ行く場合に、車椅子を利用する方などが雨や雪にぬれないように屋根などを設置していただきたいと思いますが、この点についてもいかがでしょうか。

大きな2点目、商工振興費の多賀城・七ヶ浜商工会振興補助事業について伺います。

東日本大震災から2年9カ月が経過しましたが、地域商工業は取引先の消滅や再開後取引の不調、さらには市内の雇用者の減少等を理由に、売上高は震災前に比べ7割程度にとどまっており、完全復旧・復興にはまだまだ時間を要する状況にあります。

多賀城・七ヶ浜商工会は、東日本大震災後、被災事業者の早期再生と経営課題に対応するため、相談窓口の充実・強化を図り、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を初め、国・県の震災復旧支援施策活用の支援、本市独自の支援策である被災事業者支援事業の相談・受付窓口などを通して、このことの支援により多くの被災事業者が再建に向けて大きく前進することができました。さらには、多賀城市民夏まつりの3年ぶりの復活により、多くの市民に感動と元気を与えました。

市長の行政報告では、「11月17日、JR仙石線多賀城駅新駅舎開業に合わせて多賀城市民市が開催され、友好都市天童市の物販販売など多くの出店があり、来場者は約1万5,000人とにぎわいました」との報告が市長からありました。

また、東日本大震災を踏まえ、市民とのコミュニケーション拠点、ミニFM局の開設を目指し、市民参加型による地域のきめ細やかな情報発信や災害時の緊急情報を発信するなど、減災都市多賀城の実現に向けた推進をしております。

商工会は、商工会法の法律に基づいて設立され、地域に密着した総合経済団体です。多賀城・七ヶ浜商工会は、本市のまちづくりを初め、地域商工業の振興・発展のため、経営改善普及

事業及び地域総合振興事業に取り組み、本市の第五次長期総合計画にあります政策 5「集い、つながり、活気あふれるまち」、産業分野の5-2「商工業の振興」、3つの基本事業、地域商業の活性化、企業の経営支援、雇用就労の支援に大きく貢献しております。

商工会の平成 26 年度の地域貢献計画の柱を 3 つ掲げております。

1、地域経済の発展と活性化に努めます。2、多賀城市の震災復興計画に基づく復興支援活動を積極的に展開し、地域復興の早期実現に貢献します。3、地域イベントの継続開催に努め、地域の皆様とともに活気ある地域づくりを目指します。

この取り組みは、本市震災復興計画の 2、復興理念の④、これまでの多賀城を支えてきた産業の活力・元気再生、そして本市復興計画の重点課題に掲げてあります産業の再興にもつながることは間違いありません。

このような事業を商工会が推進していくためには、財源が必要となります。しかし、宮城県内の商工会会員 1 人当たりの平均補助金額は 2 万 1,693 円ですが、多賀城・七ヶ浜商工会は 1 万 1,346 円と県平均よりも 1 万円以上も低い状況でございます。商工会も財政改革として自主財源の確保に取り組み努力をしており、本市にとっても復興に向けて重要な役割を担っておりますので、補助事業費の増額が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

大きな 3 点目に、被災者生活再建支援について伺います。

東日本大震災から三度目の年の瀬を迎えます。本市の災害公営住宅の全体計画は、市内に 4 カ所に 532 戸の建設を予定し、平成 26 年 1 月から入居者募集本申し込みとなります。災害公営住宅の建設に向けて進んでいることに対して、被災された方は安心感を持ち、一日も早く生活再建をしたいと期待をしております。平成 25 年第 2 回定例会で、災害公営住宅へ入居する場合、経済的負担の配慮として引っ越し費用については本市独自の支援策を講じてはどうかとの一般質問に対し、「もう少しこちらのほうで煮詰めて考えてみたいと思います」との答弁でした。

引っ越し費用等の支援制度につきましては、私が第 2 回定例会で最初に提案をしましたが、先ほど柳原議員も同様の内容で重複し、答弁につきましてもおおむね理解できました。市長は市民との協働を基本姿勢に掲げ、本年 2 月、そして 11 月に仮設住宅を訪問し、被災された方の要望などを直接聞いていただき、仮設住宅にお住まいの方から感謝の声が私に寄せられました。この意見交換でも、引っ越し費用について多くの要望があり、市長は「敷金の免除は難しいですが、災害公営住宅への引っ越し費用等の支援策は検討中です」とこのよ

うに答え、このことに対して仮設住宅にお住まいの方は生活再建に向けて期待を膨らませております。被災された方に寄り添う市長の気持ちに感謝申し上げます。

仮設住宅での意見交換ではさまざまな要望があったと聞いておりますが、市長はどのように受けとめ、どのように感じ、どのように支援したいのか、お考えでしょうか。石巻市では引っ越し代として1世帯当たり10万円を支給します。本市独自の支援策が必要だと考え、第2回定例会一般質問の回答に対する進捗状況について伺います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答えいたします。

1 問目の多賀城市立図書館についての御質問のうち、1点目の児童図書コーナーについては教育長から、それ以外の御質問については私のほうからお答えいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、1問目の図書館についての御質問のうち、2点目の図書館に行く際の屋根などの設置につきましては、現在進めている基本設計において、身障者用駐車場を敷地内に3台程度確保する方向で検討しているものの、それだけでは十分でないことも想定されますので、南北駅前広場などの整備に関連させて検討してまいりたいと思っております。この市立図書館のみならず、多賀城駅や別棟の再開発ビル、B棟ですね、までのこともありますし、ほかの公共施設でも同様のことが言えますが、全くぬれずに移動できる環境をどこまでも整備することはまず困難であると思ひます。できる限り対応できるよう最大限の努力はしてまいりますので、御理解をお願い申し上げたいと思ひます。

2問目の多賀城・七ヶ浜商工会振興への補助についての御質問ですが、多賀城・七ヶ浜商工会におかれましては、阿部議員も話されておりましたけれども、震災からの事業再建を目指す被災事業者の早期復興に向けて、国・県の各種支援制度の採択に全力を傾注され、本市商

工業の復興に大きな光明を得たことなど、数々の取り組みが地域経済全体の復興への大きな推進力となっておりますことに、心から敬意を表しております。

現在、商工振興事業費補助金につきましては、本市商工業の振興を図ることを目的として商工会が行う商工業者への経営改善指導育成事業に対して補助金を交付しております。市が交付する補助金につきましては、事業目的を達成するための事業経費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画が立てられ財政的な支援をすることが必要と判断した場合に交付すべきものでございます。したがって、多賀城・七ヶ浜商工会が商工業者のための新たな振興事業を展開する場合には、事業の目的、効果、目標とする成果、収支予算などの事業計画について協議を重ね、内容を検討した上で判断してまいりたいと考えております。

3 点目の被災者生活再建支援に係る被災者の思いをどう受けとめたかとの御質問でございますが、私は市内 6 カ所の仮設住宅をことし 2 月と 11 月の 2 回巡回訪問いたしました。2 月の訪問時にも同様の要望がありましたが、災害公営住宅の建設整備が進むにつれ、11 月の巡回訪問では災害公営住宅への入居に係る引っ越し準備や費用が切実な問題として捉えられつつあることを強く実感いたしました。また、被災された方々は災害公営住宅へ入居できる日を一日千秋の思いでおられることを実感しましたので、入居後の新しい生活を円滑にスタートできるよう市独自の支援策を構築しなければならないと感じたところでございます。

新たな支援制度の概要につきましては、市内の災害公営住宅に入居が決定した世帯に対しまして、敷金とか引っ越しの際にかかる転居費用とか、あるいは家財道具購入の一部とかに使えるというそういう感じの補助金を検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

それでは、阿部議員の御質問にお答えいたします。

1 問目の図書館に関する御質問のうち、1 点目の児童図書コーナーの配置についてでございますが、平成 25 年 10 月 10 日に開催された東日本大震災調査特別委員会の中で、図

書館が入る予定となっている再開発ビル A 棟の平面図素案について御説明を申し上げた際に、委員の皆様から同様の御提案がありましたことから、今後実施設計業務を進めていく上で十分に考慮すべき事項であると認識をいたしております。なお、施設の構成と配置は実施設計の案がまとまった段階で議員の皆様への説明の機会を設けたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

それでは、一問一答ですので順番にお伺いさせていただきます。

初めに、1 点目の図書館の移転計画で、その設計のことについて今教育長から答弁がございました。10 月 10 日の東日本大震災調査特別委員会、そしてまた 12 月 2 日でも多くの議員がこの設計についてはどうかということで話がありまして、それにつきましては十分考慮すべき事項というふうに今教育長の答弁でございますけれども、この図書館の設計がいつごろ完成予定なのかということがわかりましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

現在、基本設計を進めている段階でございます。先日も申し上げたとおり施行認可を 2 月にとる予定でございます。それまでに基本設計を完成させます。それをもって施行認可という形になります。その後、4 月以降ですね、3 月末から 4 月以降から実施設計に入るとい形になりますので、着工が真夏あるいは秋という形になりますので、それまでに実施設計を完成させる。それで着工するという形になります。以上です。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

2 月に施行認可を取ると。その前までには設計の素案ができるということでございます。そうしますと、1 月中にはその認可を取るために設計の素案をつくらなければいけない、このような認識でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

12 月 2 日の説明会でも説明申し上げました。事業費について説明申し上げた、口頭で。その際にも基本設計ができる、つまり施行認可を取る前の 1 月には基本設計案を含めて概算事業費も説明できるというふうに説明申し上げましたので、今阿部議員が言われたとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

先ほど教育長の答弁で、設計の素案ができまして議会にも説明をするというお話がございました。この議会に対する説明というのは、この 1 月の段階でいわゆるその素案の段階で説明をしていただけるというこのような認識でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今建設部長のほうからも話ございましたが、その辺の流れと合致させて説明会を開くというようなことになると思います。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

その説明会では、いわゆる素案ということですから、その出た素案に対して議員の意見を盛り込むということは可能でしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

これ何回も説明申し上げておりますが、再開発事業で複合ビルでございます。ですから、一義的には店子さん、つまり立地する事業者さん、A棟B棟含めてですけれども、の意見を聞きながらまとめるのがこれは本来の姿でございます。ですから、議員各位からの御意見、御提案についてはできるだけ反映させたいと思っておりますけれども、一義的には複合ビルの再開発事業者の入る方々の御意見を伺いながらまとめるという形になると思っております。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

議員の意見も反映できるようにという建設部長の答弁でもございますし、この図書館の設計そのものを最終決定するところは教育委員会でもよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

教育委員会の立場というふうなことでございます。子供たちの安全という考えですので、そのことを十分に話をして、教育委員会の立場をしっかりと酌んでもらうということになると思います。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

では、今教育長の答弁がございました。今回、私は児童書のコーナーを防犯上の関係、1階ではなくて2階にという提案をさせていただきましたので、その辺も考慮していただきまして設計のほうに盛り込んでいただければ大変ありがたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の駐車場の関係につきましては、建設部長のほうからもできる限り対応していくということもありました。また、駐車場から図書館に行くまではいろいろな商業施設もございまして、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、車椅子でも行けるように、当然これはもうバリアフリーに駐車場から図書館や複合施設に行けるようなバリアフリーになっているというように私はこのように認識しておりますけれども、そのような考えでよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

ただいま御質問あったとおり、バリアフリーで対応させていただきます。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

多賀城市の障害者計画第 2 期の基本目標に、地域で生活するためのまちづくり、そして社会的自立と社会参加を推進するまちづくり、全ての人にやさしいまちづくりと、このように多賀城市の障害者計画第 2 期の基本目標にございますので、この新しい図書館が目指す、また第 3 項目にも誰もが行きたくなる環境づくり、このように図書館にも書いてありますとおり、障害者の方も安心して、あと車椅子の方も安心して行けるようお願いしたい。そしてまた、雨とか雪とかぬれないように、全ては無理だけれども、できる限りぬれないように対応していくということでございましたので、この点につきましてもどうぞよろしくお願いしたい、このように思います。

大きな 2 番の商工振興費の多賀城・セヶ浜商工会の振興補助事業の件でございますけれども、市長も御存じのとおり、今回震災の復興計画に基づいて復興を最優先課題ということで、市長は、来年が再生期になります、こういうお話もしておりました。商工会も震災の復興中期計画を掲げて、本市の復興に大きく寄与しているところは市長も御存じのとおりだと思います。また、本市の復興計画の重点課題に生活再建と産業の再興とこのようにございますけれども、その産業の再興に向けて商工会に期待する役割も大変大きいとこのように私は思いますけれども、市長はその商工会の役割についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

当然商工業者の振興に当たるのが商工会の役目だというふうに思っております。今回の震災に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、その役割を十二分に発揮されたのではないかなというふうに思っております、それなりに当然重く受けとめなければいけないという思いもあります。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

まさに今市長のおっしゃったとおり、本市の復興に向けて大きな推進力になっていること

は間違いないとこのように思います。答弁の中でも事業目的を対象にした補助金を、また、事業目的を対象にそれがあればきちんと検討していきたいと、こういうお話でございました。商工会は先ほども申し上げたとおり平成 26 年度の事業も明確に掲げておりまして、復興に向けた事業も取り組む計画、このようになっております。本市の復興を加速する意味からもこの補助金を増額していただいて、より本市の復興に寄与していただきたいとこのように私は念願しているところでございますので、補助金につきましてもどうぞ前向きに取り組んでいただきたいとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。もう一度、それでは答弁をお願いいたします。

○議長（板橋惠一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほどの答弁でもお話し申し上げましたように、補助金の額では一覧表でございますけれども、額としては上位のほうにはなっているんですね。1 人当たりになるとそういう単価にはなるわけでございまして、ですから今度新しいいろんな事業とか何か展開されるようなこともあるというふうなことも伺っておりますので、やはりそれなりの目的とか何かがちゃんと決まりました場合には、ぜひどのくらい応援するか、その辺も含め考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（板橋惠一）

阿部議員。

○12 番（阿部正幸議員）

市長から大変前向きな力強い答弁がございましたので、ぜひお願ひしたい、このように思います。

最後に、3 点目、生活者再建支援についてでございますが、平成 25 年第 2 回定例会で先ほど私も申し上げましたけれども、災害公営住宅へ入居する場合の経済的負担への配慮として本市独自の支援策を講じたらどうかということで、先ほどの答弁でもございましたが、大きくもう前進した答弁をいただきまして、被災者に寄り添った市長の対応も含めまして心から感謝したい、また、評価をしたい、このように思います。

また、先ほどの議論の中でもお話が出て、また、市長からの話がありましたが、敷金あるいは転居費用、また、家財道具を購入できる費用にも使えるとこういう制度を考えているということでした。これについても先ほど市長も仮設住宅を回られて多くの方からそういう声も聞いて、今回新たにそういう制度を本市独自でこの制度を導入して被災された方に寄り添った形で一日も早く再建していただきたい、こういう市長の気持ちも伝わってまいってきたわけですので。

今回、先ほど石巻では10万円ということで私申し上げましたけれども、この辺につきましても敷金、そしてまた転居費用、そしてさらには家財道具も購入できるということであれば、大きく期待を持っていいのかなとこのように私は思いますが、市長、その辺はいかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

大きくというふうな表現はどうかと思うんですけども、家財道具とか転居費用の一部というふうなことではお話し申し上げました。どこまでいくか、ちょっとその辺精査してみないとまだ返事は申し上げられませんが、恐らく石巻とか何かよりはよりいい制度になっていくのではないかなというふうには私は思っておりますので、仮設住宅を回って一番の願いはそことか、そこだったものですから、6カ所回ってよかったなというふうに思っておりました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

阿部議員。

○12番（阿部正幸議員）

まさに私も仮設住宅、震災後から回らせていただいている、一番の要望はその引っ越しの、災害公営住宅の建設が予定されたときからその引っ越しの費用についてどうしたらいいかという相談が寄せられておまして、第2回の定例会で一般質問させていただいた、こういう経緯もございました。本当に生活再建に向けて、また、その住宅、この再建支援制度の一助になるように、また、その被災された方が一日も早く生活再建できて、また、その内容

につきましても十分検討していただいて、被災された方が安心して災害公営住宅へ引っ越しできるようにお願いしたいと心からお願いをしたいとこのように思いまして、終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3 意見書案第 4 号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第 3、意見書案第 4 号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の根本朝栄議員から提案理由の説明を求めます。13 番根本朝栄議員の登壇を許します。

（13 番 根本朝栄議員登壇）

○13 番（根本朝栄議員）

意見書案第 4 号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書について、簡潔に提案理由の説明を行います。

現在、国におきましては、第 6 期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められております。

こうした状況の中で、急激な制度変更は現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになりかねないことから、下記の 4 点について、十分な配慮の上、特段の取り組みを求める内容になってございます。

議員の皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由の説明

とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに……。〔「あります」の声あり〕討論。〔「はい」の声あり〕

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2番 戸津川晴美議員登壇）

○2番（戸津川晴美議員）

日本共産党多賀城市議団を代表し、根本朝栄議員が出されました介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書に反対の立場で討論をいたします。

私どもも文言の修正などにより何とか合意できないかと審議を重ねましたけれども、以下2点において反対せざるを得ません。

1つ、本意見書は、要支援者のサービスを介護保険から外し、地域支援事業に移管することを容認しております。私どもはあくまで要支援者サービスを市町村事業に移管することには反対でございます。その理由は一般質問で触れましたので、省略いたします。

社会保障プログラム法案は成立しましたが、介護保険改正に関する案は来年の通常国会に

提出される見込みであり、今全国でこの改正案に反対する取り組みが行われている最中でございます。そのようなときに、それを容認する意見書に賛同することはできません。

2つ、社会保障財源としての消費税という考え方に、私どもは立っておりません。そもそも、社会保障のためといって導入された消費税ですが、導入から24年間いまだ社会保障はどんどん後退しています。それは消費税導入と並行して法人税減税が行われ、消費税は法人税減税の穴埋めとしての役割しか果たしていないからです。これではどんなに消費税を上げても社会保障はよくなりません。社会保障には不公平を修正する所得再分配の機能が重要であります。その財源としては逆進性の強い消費税を充てるべきではありません。応能負担の原則を貫いた所得税、法人税を充てるべきだと考えます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。（「はい」の声あり）賛成討論ですか。（「はい」の声あり）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。11番松村敬子議員の登壇を許します。

（11番 松村敬子議員登壇）

○11番（松村敬子議員）

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書について、賛成討論を行います。

平成12年4月より介護保険制度が始まってから13年が経過し、要介護認定者数は平成25年4月現在、全国で564万人と制度発足時に比べ約2.6倍に増加をしております。また、団塊の世代の方々が75歳の後期高齢者になる2025年度では、75歳以上の人口割合が18.1%にも上回るとされており、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。

一方、国の財政状況については現在国と地方の借金を合わせ1,000兆円以上となっており、社会保障費も毎年1兆円以上も膨らんでいる現状の中で、持続可能な社会保障制度と財政改革は待ったなしの状況にあります。

このような中、社会保障改革の道筋を示した社会保障改革プログラム法案が今月 5 日に成立いたしました。この法案は、医療や介護を中心に今後の改革のスケジュールを明記したものであり、この法案の成立を受け、明年の通常国会に介護保険法の改正案が上程される予定になっております。現在、社会保障審議会介護保険部会にて、制度の詳細について議論されているところであります。

このたびの意見書は、このような流れの中で全国一律に実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められていることから、急激な制度変更によって現場の事業者や市町村に大きな混乱を招くことのないよう、国に対し十分に配慮するよう求めるものであります。

中身についてであります。市町村の現場で適切に事業実施できるよう手引き書の作成や先進的な事例の周知を行い、説明会や研修会を通じた丁寧な説明を行うこととしており、また、介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者にも円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを促しております。また、これまでの地域支援事業の事業費は市町村の介護保険事業計画で定められている介護給付、予防給付見込額の 3%という上限が決められていましたが、このことについても新たな支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと、また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に組み立てよう求めています。

さらに、新たな地域支援事業は平成 27 年度から始まる第 6 期介護保険事業計画の 3 年間の移行期間とし、平成 29 年度末には完全に移行することとなっております。全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、地域支援事業に移行することによって、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合など多様な事業主体による多様なサービスが提供されることとなっております。このことについても意見書では、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、市町村の環境整備に合わせて適切な移行期間を求めるとともに、これまでのサービスが低下しないよう人材確保と財源確保を強く求めていることは、大いに共感できるところであります。

さて、このたびの介護保険制度改正の検討事項についてであります。地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化、効率化を一体的に行うこととされております。地域包括ケアシステムとは、介護が必要になった高齢者も住みながら自宅や地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの 5 つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことであり、団塊の世代が 75 歳を超える

2025 年に向け導入を目指す政府の社会保障制度改革国民会議が報告書で指摘されています。また、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が7割を占めているとの調査結果もあることから、在宅介護に主眼を置いた地域包括ケアシステムの構築という取り組みは今後の重要な課題であると認識するものであります。

以上のことから、明年の通常国会に介護保険法改正案が提出される前に、国に対し、上記意見書の内容に沿って事業者と市町村に十分に配慮を求めることは的を射た意見書であると考えます。

以上申し上げ、介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書について、賛成討論といたします。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第4号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書案第5号 介護保険制度変更に対する意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第4、意見書案第5号 介護保険制度変更に対する意見書の提出についてを議題とい

たします。

この際意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の藤原益栄議員から提案理由の説明を求めます。8番藤原益栄議員の登壇を許します。

(8番 藤原益栄議員登壇)

○8番(藤原益栄議員)

意見書案第5号 介護保険制度変更に対する意見書案の提出について、趣旨説明をさせていただきます。

政府・厚生労働省は、いわゆる社会保障プログラム法により、要支援者の予防給付を地域支援事業へ移行すること、一定以上収入のある場合利用料を引き上げること、特養ホーム入所者の中・重度者への重点化、施設の居住費・食費を軽減する補足給付の縮小等、社会保障制度改革国民会議報告書に基づく介護保険制度の変更を進めようとしてございます。

先ほどの意見書は、政府による制度変更を容認するものでありました。しかし、私どもとしては、法案が成立するまでは制度変更をやめていただきたいという声を最後まで発する必要がある、そういう立場でこの意見書案を出させていただきました。

項目としましては、以下の5項目でございまして、1つは、要支援者のサービスは市町村の事業に移さないで内容を充実させていただきたいということ、2つ目は、利用料の引き上げを実施しないでいただきたいということ、3点目には、施設入所の対象から軽度者を外さないということ、4点目には、介護従事者の処遇改善策を講じていただくこと、5つ目には、介護保険財政への国庫負担を大幅にふやしていただくこととでございます。

以上ですが、御賛同いただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長(板橋恵一)

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し……。〔討論〕の声あり〕討論。反対ですか、賛成ですか。〔反対です〕の声あり〕

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。5番伏谷修一議員の登壇を許します。

（5番 伏谷修一議員登壇）

○5番（伏谷修一議員）

少子高齢化諸問題の中でも、超高齢化社会に入った現在、喫緊の課題は社会保障給付の見直し、特に各世帯における家族構成の変化から単身世帯、高齢者世帯も激増し、生活環境も激変していることから、介護保険制度の適正な運用を図るためにも短期的に財政状況を確認しながら給付のあり方を見直すべきと考えます。

我が国の社会保障制度は、中福祉、低負担で財源不足を公費で補うには限界があると認識しています。制度改革の案にある予防重視の必要性は、要支援・要介護1の軽度者が大幅に増加し認定者の半数を占めており、このことから介護予防事業を介護保険制度に位置づけるなど、新たなサービス、サービスの質の向上を確立していくために、介護保険制度の改革は必要と考えることから、変更中止を求める意見書に反対する討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。〔賛成討論〕の声あり〕

次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。9番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（9番 佐藤恵子議員登壇）

〇9 番（佐藤恵子議員）

賛成討論です。日本共産党多賀城市議団を代表しまして、提案された介護保険制度の変更に
対する意見書提案に賛成の討論を行います。

昨日の一般質問で議論になりましたけれども、改めて私どもの提案項目について述べたい
と思います。

政府・厚生労働省は、来年の通常国会提出を狙う介護保険変更法案の具体化を急ピッチで進
めています。変更法案は、介護を必要とする人のサービス利用を厳しく制限するなど、国民
に負担を強いる方向が鮮明です。安心の介護保障を求める国民の願いに逆らう変更案に批
判と怒りの声が上がっています。使わせない路線を拡大する変更は直ちにやめるべきと考
えます。

1 つは、軽度者の締め出しです。介護保険で要支援 1、要支援 2 と認定された要支援者を
保険給付の対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すことございま
す。これは要支援のサービスを公的保障の極めて薄弱なものに切り下げて、給付費を削減す
るのが狙いだと思います。現在、要支援 1 と 2 の対象になっている人は全国で 150 万人
で、多賀城市でも 533 人がいると、きのうの報告がございました。大きな影響を受けるこ
とになります。もともと要支援 1、2 は 2005 年度介護保険改悪で導入されたもので、要
介護の高齢者が次々と要支援に引き下げられ、福祉用具の取り上げなど深刻な被害が続発
いたしました。それでも予防給付という国基準の介護保険給付を保障する仕組みは残され
ていました。しかし、今回は国基準による予防給付の仕組みすら廃止し、市町村の事業に丸
投げをするものでございます。制度の存立にかかわる大問題です。要支援のサービスは市町
村任せにするべきではなく、国の責任で充実させていくべきと考えます。

さらに、特別養護老人ホームの入所条件を要介護 3 以上にする方針は、施設介護の充実に
背を向けたものでございます。高い保険料を払い続けてもサービスが利用できない掛け捨
て化の加速は、介護難民をさらに生み出し、国民の介護保険制度への不信をますます強める
結果しかもたらしません。

また、利用料引き上げも大きな問題です。介護保険制度発足からずっと 1 割だった利用負
担を初めて 2 割にするものでございます。年金など限られた収入しかない高齢者にとっ
ては、現在の 1 割負担も軽くありません。また、今も負担の重さからサービス利用を断念す
る高齢者がたくさんございます。先日もサービス利用料の負担が大変でデイサービスの利
用を半分に減らしているという方とお会いしました。利用者の負担増、サービスの切り捨て

につながる利用料の引き上げは行うべきではありません。

必要なことは、こうした変更の方向ではなく、介護保険財政に対する国庫負担割合を大幅にふやし、費用の負担の軽減などを初め、安心して介護が受けられる制度に改善、充実させていくことではないかと考えます。特に、介護の人材不足を打開するために、事業所に対する介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で介護労働者の処遇改善をすることも大事でございます。さらに、特別養護老人ホームの待機者を解消するために、国の財政支援を大幅にふやすなど、自治体への財政支援を強めることであると考えます。

この要支援外しノーの意見書は、全国各地で自治体で議会で採択されております。全国では北海道で 30 自治体が採択をし、全国では 14 自治体が採択をしているという現状もございます。今大事なことは、多賀城議会がこのことを国にしっかり伝えるということが大事なことではないかと考えます。皆さんの御賛同をお願いいたしまして、賛成討論としたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第 5 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（板橋恵一）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第 5 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第 5、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号 平成 26 年度税制改正に関する提言について、陳情第 2 号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書、陳情第 3 号 平成 26 年度商工振興事業費補助金の要望書、陳情第 4 号 平成 26 年度観光事業費補助金の要望書、陳情第 5 号 平成 26 年度商工振興事業費補助金の要望書、陳情第 6 号 陳情書、陳情第 7 号 PM2.5 の測定器設置に付いて、陳情第 8 号 請願書、以上 8 件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

日程第 6 議員派遣について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 108 条の規定により、お手元に配付のとおり、二市三町議長団連絡協議会議員研修会に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については議長に一任願います。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これにて平成25年第4回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後1時59分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月18日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 松 村 敬 子

同 阿 部 正 幸